

入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日：令和8年2月9日)

開催日及び場所	令和7年12月18日(木)	横浜植物防疫所会議室
委員	嶋矢 剛(公認会計士) 増井 史彰(弁護士)	
審議対象期間	令和7年7月1日～令和7年9月30日	
審議対象案件	5件うち、1者応札案件 4件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件	
抽出案件	5件うち、1者応札案件 4件 (抽出率100%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件 (抽出率0%)	
工事	一般競争	1件うち、1者応札案件 1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
	指名競争	—
	工事希望型競争	—
	その他の指名競争	—
随意契約	0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件	
抽出案件内訳	一般競争	—
	指名競争	—
	簡易公募型競争	—
	その他の指名競争	—
	隨意契約	—
	公募型プロポーザル	—
	簡易公募型プロポーザル	—
物品・役務等	標準型プロポーザル	—
	その他の随意契約	—
	一般競争	3件うち、1者応札案件 2件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
指名競争	—	
随意契約(企画競争・公募)	—	
随意契約(その他)	1件うち、1者応札案件 1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件	
(特記事項) 特になし		
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回答等
<p>「令和7年度パスポートスキヤナ用アプリケーションバージョンアップ業務」</p> <ul style="list-style-type: none"> 随意契約を認めた具体的な理由について伺いたい。また、ミツイワ株式会社が契約を行える唯一の業者であるとのことだがどういうことか。 仕様書に情報システム監査とあるが、実効性はいかほどか。 <p>「動物検疫所神戸支所における乗用自動車交換購入」</p> <ul style="list-style-type: none"> 自動車の購入にあたって、今まで入札に参加していたB社が不参加である理由と、仕様書を12者が受け取ったにも関わらず、なぜ入札は2者にとどまっているのか。 今回の公告期間が短いということはないか。 		<ul style="list-style-type: none"> アプリの製造元であるA社は、エンドユーザーとの直接契約は行わないため代理店を通した契約が必要。また、アプリケーションに関する情報については、株式会社A社のセキュリティポリシーからアプリケーション導入時の代理店であるミツイワ株式会社にしか開示することができないことを確認している。さらに、一般に市販されているパスポートスキヤナに付随しているアプリケーションを、動物検疫所向けの仕様としているが、A社は入札参加資格を保有していないため、実際に契約資格があるのがミツイワ社のみとなる。 情報システム監査について、基本的には農林水産省本省が外部に委託し抽出した案件の監査を実施しており、監査に該当する事象が発生した場合は、対応する必要がある。監査の必要性が生じた場合は当所でも管理業務の一環として監査を行う必要があるが、現時点で監査が必要となったケースはない。 <ul style="list-style-type: none"> B社が今回参加しなかった理由としては、発注から納品までの納期の確保が困難であったことに加え、近年、予約販売制度を導入しているところが多く、販売台数を予め決定していることが多い。さらに、自動車のモデルチェンジの時期と重なったこともあり台数が確保できなかった。 また入札説明書のダウンロードについては、入札公告を集約して公表する業者が多く、それが12者という結果になったと考えている。 公告期間については、予算決算及び会計令には少なくとも入札期日の前日から起算して10日前に公告しなければならないと定められているが、今回の入札も含め神戸支所では原則1ヶ月以上期間を設けており、問題ないと考えている。
<p>「鳥インフルエンザ(油性アジュバント)不活性化ワクチン170万ドーズ購入」</p> <ul style="list-style-type: none"> 1者しか応札がなかった理由について教えていただきたい。 		<ul style="list-style-type: none"> 1者応札となった理由として、過去に鳥インフルエンザワクチンの製造会社2者について確認を行ったが、1者からは製造ラインが確保できないとの回答があり、ここ数年はC社及びその関連会社であるささえあ製薬が落札している状況である。この2者は共にグループ会社であり、応札の可否については毎年度、グループ会社内における社の方針として決定しているとのことであった。
<p>「動物検疫所中部検査・診断センター設備年次点検業務」</p> <ul style="list-style-type: none"> 1者応札となった理由について回答いただきたい。また、令和4年度に事後審査対象外とした理由についても伺いたい。 1者応札の関係で、入札に参加しなかった企業にアンケートを取っていることであるが、入札に至らなかった理由はどのようなものか。 		<ul style="list-style-type: none"> 1者応札となった理由として、入札を辞退した業者にアンケートをとったところ、施設が複雑な構造のため辞退したとの回答であった。そのため、日立プラントサービスの落札が続いている。 最後に、事後審査対象外とした理由だが、規則上、1者応札になった場合は事後審査を実施し、1者応札を避けるための取り組みを行ってきたが、それにも関わらず改善の見込みが無かつたため、令和4年度の事後審査対象外審査で本件を事後審査対象から除外した。 点検する施設がバイオセーフティーレベル3の施設ということもあり、業務を行うことは可能であるが、入退室時にシャワーインアウトの必要があり、また、点検用機材の持ち出しの際に滅菌が必要である等の手間が発生することから、参入に躊躇し、辞退するケースが多いと考えられる。
<p>「動物検疫所横浜本所動物焼却炉更新工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> 1者応札になった理由について説明いただきたい。 今回落札した事業者とは過去に取引実績があるのか。 		<ul style="list-style-type: none"> 1者応札となった理由は、今回仕様書をダウンロードした事業者が2者のみであり、入札に参加しなかった事業者に聞き取りをおこなったところ、他の案件で落札が決定したため対応ができなかったという回答であった。 過去に一度ある。
委員会による意見の具申又は勧告の内容 〔これらに対し所長が講じた措置〕	特になし	